

被災者の健康・生活支援に係る関連省庁の取組概要

- 復興庁提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 厚生労働省提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ（概要）

- 被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念される。
- 復興大臣のもとに関係府省局長級からなるタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月13日）、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討。
- 各府省の既存施策を横断的に点検し直し、平成26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを施策パッケージとして取りまとめた（平成25年12月13日）。

I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援

・被災地健康支援事業【厚生労働省】

→避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動（巡回保健指導や専門人材の確保等）を維持するため、基金の積増し及び実施期限の延長を平成26年度予算措置に向けて検討（※政府予算案へ反映）

・地域支え合い体制づくり事業／被災者の心のケア支援事業／寄り添い型相談支援事業【厚生労働省】

・復興支援員【総務省】

・東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業【内閣府】等

II 子どもに対する支援の強化

・被災の影響を受けている子どもに対する支援【厚生労働省】

→様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するため、平成26年度予算措置に向けて検討

（※政府予算案へ反映）

①心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大／②安心して過ごすことができる環境づくり事業の創設／③遊具の設置、子育てイベントの開催について、対象範囲を福島県から被災3県に拡大／④子育て世帯に対して心身の健康に関する相談・支援を行う新たな訪問事業の創設

・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業／緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】等

III 医療・介護人材の確保

・地域医療再生基金／地域医療支援センター／被災者健康支援連絡協議会【厚生労働省】

・被災地における福祉・介護人材確保事業【厚生労働省】等
→特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県相双地域等における支援の強化を図るため、「被災地における福祉・介護人材確保事業」を平成26年度予算措置に向けて検討（※政府予算案へ反映）

IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応

・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】

・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】等

→よりの確に被災地のニーズに対応するため、地域内輸送については、仮設住宅等の箇所数に応じた補助上限額の設定や特例措置の期間の延長を平成26年度予算措置に向けて検討（※政府予算案へ反映）

V 市町村の業務負担に対する支援の強化

・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】

・復興人材プラットフォーム構築事業【復興庁】

・市町村職員への効果的な情報提供のため、事業一覧、担当府省・部局、要綱、先進・好事例等の関係情報についてホームページ整備等を検討【復興庁】等

<その他> ・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】等

概要・目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。
- 介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度予算で23億円、平成26年度予算で15億円を計上。
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」)

設置箇所数	岩手県	宮城県	福島県
115箇所	27箇所	62箇所	26箇所

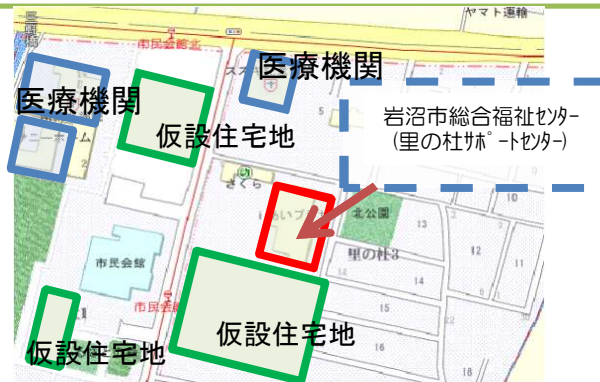
※平成26年1月末日時点

サポート拠点の一例(宮城県岩沼市)

- 仮設住宅に隣接する**既存の建物(岩沼市総合福祉センター)内にサポート拠点を設置**

※ 対象地域(周辺の仮設住宅)の状況 : 岩沼市里の杜地区 [戸数] 384戸

- サポート拠点周辺には、地域包括支援センターやデイサービス、医療機関等があることから、サポート拠点としては「総合相談」と「地域交流」に機能を特化し、**既存のサービス資源を活用することで、総合的機能を確保。**



相談窓口正面



岩沼市総合福祉センター全景(里の杜サポートセンターが入っている施設)

主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流



事務室内

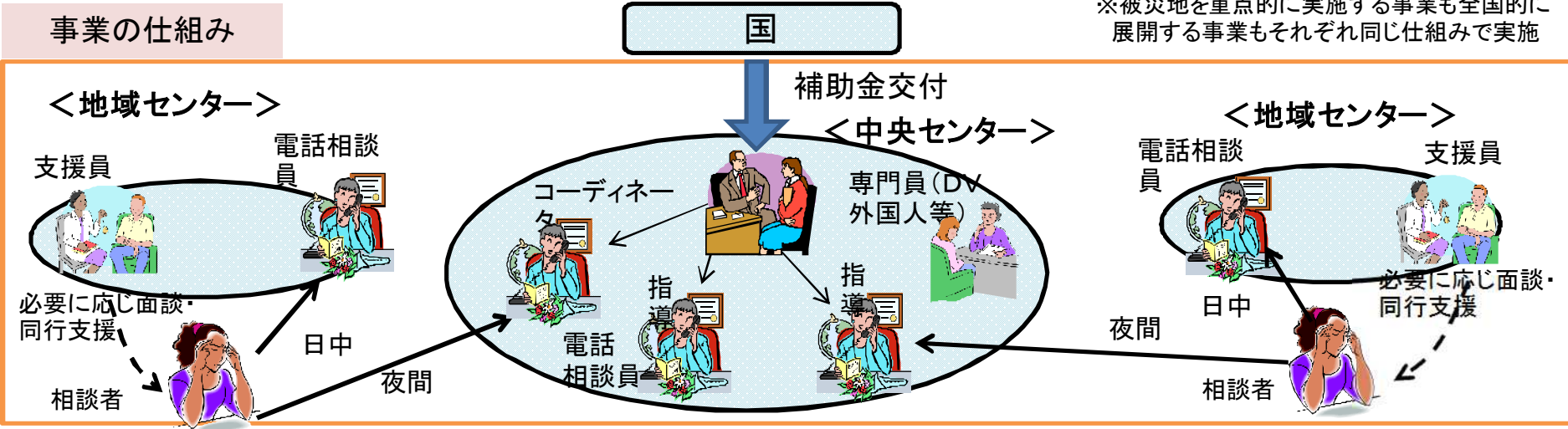
寄り添い型相談支援事業

平成26年度予算：5億円(復興特会) + セーフティネット支援対策事業費等補助金(150億円)の内数

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人((社)社会的包摂サポートセンター)が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。
- 平成26年度予算額:13億円 <被災地支援事業(東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)、5億円)と全国支援事業(一般会計(厚生労働省計上)、セーフティネット支援対策事業費等補助金(150億円)の内数)>
- 寄り添い型相談支援事業選定・評価委員会委員 (◎座長)
 ◎田中 茂(慶応義塾大学大学院教授) 鎌田 實(諏訪中央病院名誉院長)
 宮本 みち子(放送大学教養学部教授) 岩渕 勝好(東北福祉大学教授)

H25.4月～H26.1月年間コール数
総呼数 約1,200万件

事業の仕組み



これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始 (内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い)
- ・平成25年度予算からは、「被災地(岩手、宮城、福島)事業」と「全国(被災地3県を除く)支援事業」と区分を分けて事業実施。

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(2011年度～)

⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)^{*}+活動費(必要額)を措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

団体名	人数	活動内容等
岩手県(県事業)	34名	宮古市、久慈市、陸前高田市、大船渡市、葛城町、軽米町、住田町、山田町、岩泉町、洋野町、大槌町、田野畑村、野田村、九戸村において観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	14名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
宮城県(県事業)	68名	石巻市、東松島市、仙台市、南三陸町、女川町において地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県気仙沼市	19名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	2名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	5名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県(県事業)	5名	相馬市、新地町において被災者の生活支援等に従事。
福島県田村市	9名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県双葉町	6名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	15名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	1名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

**13団体(3県、10市町)において
計181名が活動
(平成25年度特別交付税基礎調査)**

復興支援員数(特交ベース)

平成25年度 181名(3県10市町) ※ 平成24年度 78名(2県5市町)

取組事例

宮城県 (県事業)

■概要

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成。住民主体の復興活動による地域創生を目指す。

※ 県が市町村と連携して設置(民間事業者等に委託)。平成25年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町に設置。

■活動内容

住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。

【例】南三陸町での活動予定

「住民参加による観光のまちづくり」

- ・語り部ツアー
- ・被災地視察受入
- ・商店街活性化イベント
- ・地域振興イベント
- ・まちの歴史と震災の記録整備

観光のまち再生



しろうおまつり(宮城県南三陸町)



福興市(宮城県南三陸町)

宮城県気仙沼市 (市事業)

■概要

意欲ある若い世代が、交流・議論するための機会をつくり、具体的な実践活動のサポートを通じてまちづくりの担い手の育成と、担い手としての意識の醸成と参画機会の創出を図る。

■活動内容

①若い世代の企画支援プロジェクト

- ・地域の若者にまちづくり企画を考えてもらうため、勉強会を開催したり、アイデアを出し合う場として、「まちづくり懇親会」を開催した。



まち歩き活動の様子

②地域の魅力再発見プロジェクト

- ・地元住民と、県外出身者が一緒にまちを歩き、地域の魅力を再発見していくことで、これからのまちづくりを考える一助としてもらうため「まち歩き活動」を開催。

③地域コミュニティに関する勉強会

- ・地域の若者が、「地域に対する想い」を学ぶことを目的として、気仙沼で活躍されている講師に講話していただいた。また、地域に対する想いを互いに共有することで若者が地域づくりに関わるきっかけづくりを創出した。



地域コミュニティに関する勉強会の様子

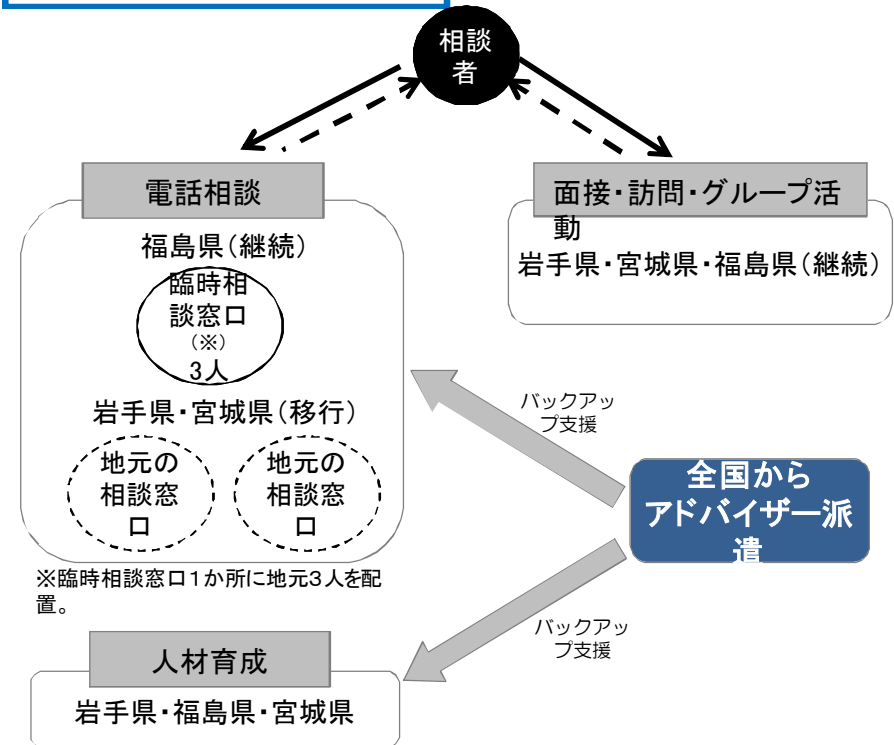
東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業（内閣府男女共同参画局推進課）

平成26年度予算額 0.7億円

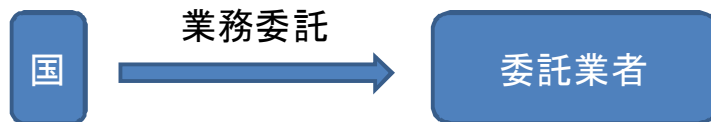
事業概要・目的

- 東日本大震災被災地では、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されます。
- 一方、被災自治体では、女性の悩みや女性に対する暴力相談を行う相談員・相談窓口が不足し、女性等が安心して利用できる相談サービスの提供が難しい状況にあります。
- そのため、女性の悩み相談や暴力被害者支援を行っている全国のNPOや男女センターなどの相談員を被災地に派遣し、地元自治体と協力して被災地に臨時的相談窓口を開設します。
- 臨時の相談窓口では、電話相談、窓口での面接相談を行うことに加えて、相談者の希望に応じて仮設住宅等を相談員が訪問し、相談を行います。
- 岩手県・宮城県の電話相談業務については、地元の相談窓口に移行しつつ、相談対応及び人材育成を支援するため、事例検討・研修の講師として全国からアドバイザーを派遣するとともに、地元相談員による面接及び訪問相談、グループ活動を協力支援します。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組を促すことが期待できます。

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心子ども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(※)での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【新規】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【新規】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続・拡充】 ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続・拡充】 ※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等減免事業【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	対象者
【新規】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等特に負担が大きいと考えられる子育て家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	避難生活をしている被災児童のいる家庭
【新規】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士と一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)、仮設住宅設置県内の指定都市、中核市及び市町村	仮設住宅に居住する被災児童等
【継続・拡充】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式的大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続・拡充】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体等が実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	被災児童及びその家族
【継続】 児童福祉施設等給食安心対策事業	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査機器の整備(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)、郡山市、いわき市、福島県内の市町村(郡山市及びいわき市を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 保育料等減免事業	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市、市町村(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	被災者

※補助率はいずれの事業も定額

※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助

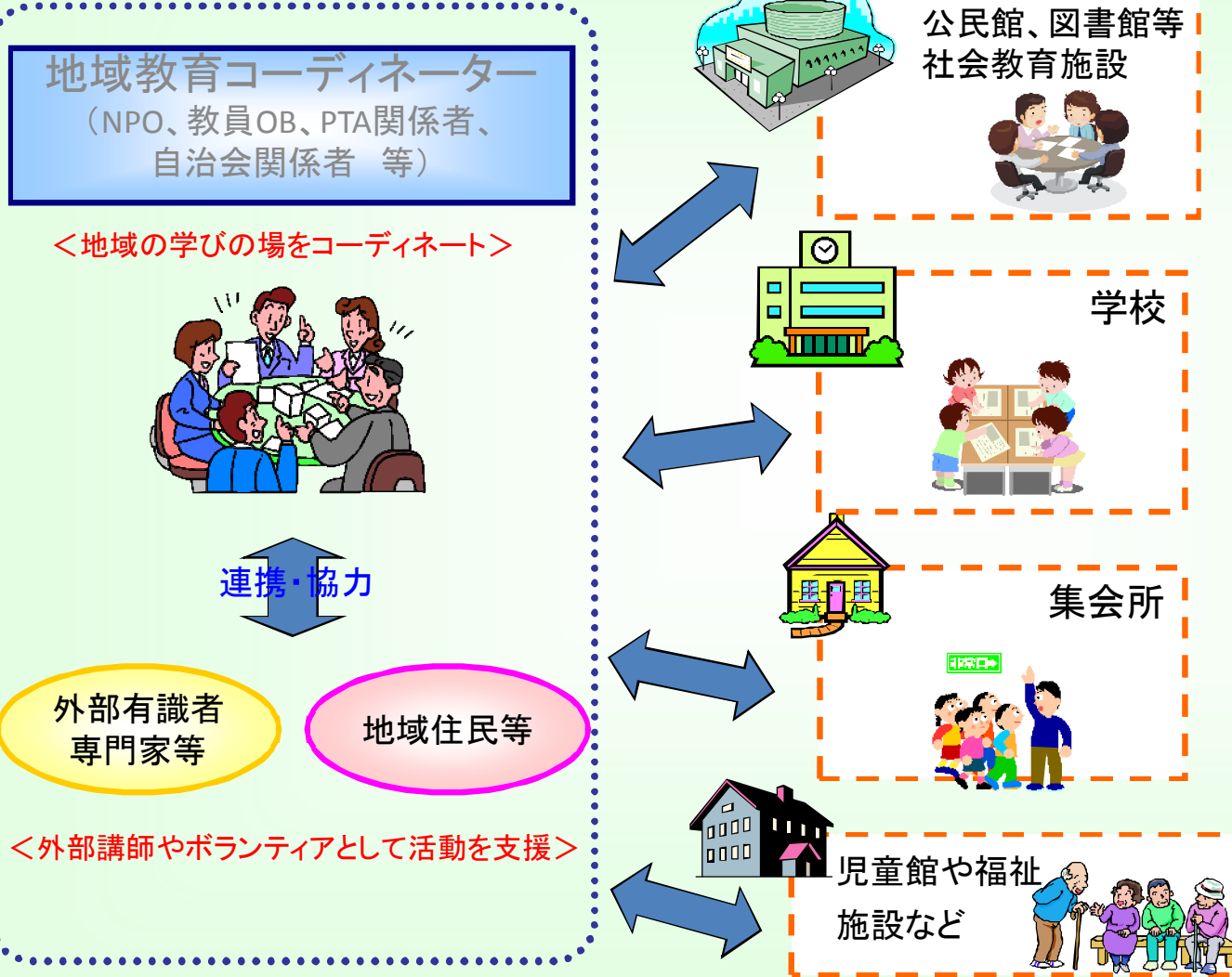
※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

地域コミュニティ

【東日本大震災復興特別会計】
 (前年度予算額 1,196百万円)
 平成26年度予算額 1,200百万円

- <学習活動の例>
- ◆放課後や週末等の児童・生徒の学習支援
 - ◆地域課題に係る学習会の実施
 - ・地域ぐるみの防災教育
 - ・震災後の心身の健康
 - ・放射線と健康管理
 - ・土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
 - ・家庭教育や子育てに関すること
 - ・世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止
 - ◆スポーツ・レクリエーション活動の支援
 - ◆ICTを効果的に活用した学習支援
- などの取組を実施



学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
 住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額：3,015百万円

平成23年度第3次補正予算額：351百万円

平成24年度予算額：4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度予算額：3,913百万円【復興特別会計措置額】

平成26年度予算額：3,709百万円【復興特別会計措置額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算及び平成24年度予算並びに平成25年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成26年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。

被災地域等

関係機関

地域

教職員

児童生徒等

保護者



心のケアの対応



- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

進路指導・就職支援



- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子どもへの支援



- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

生徒指導体制の強化

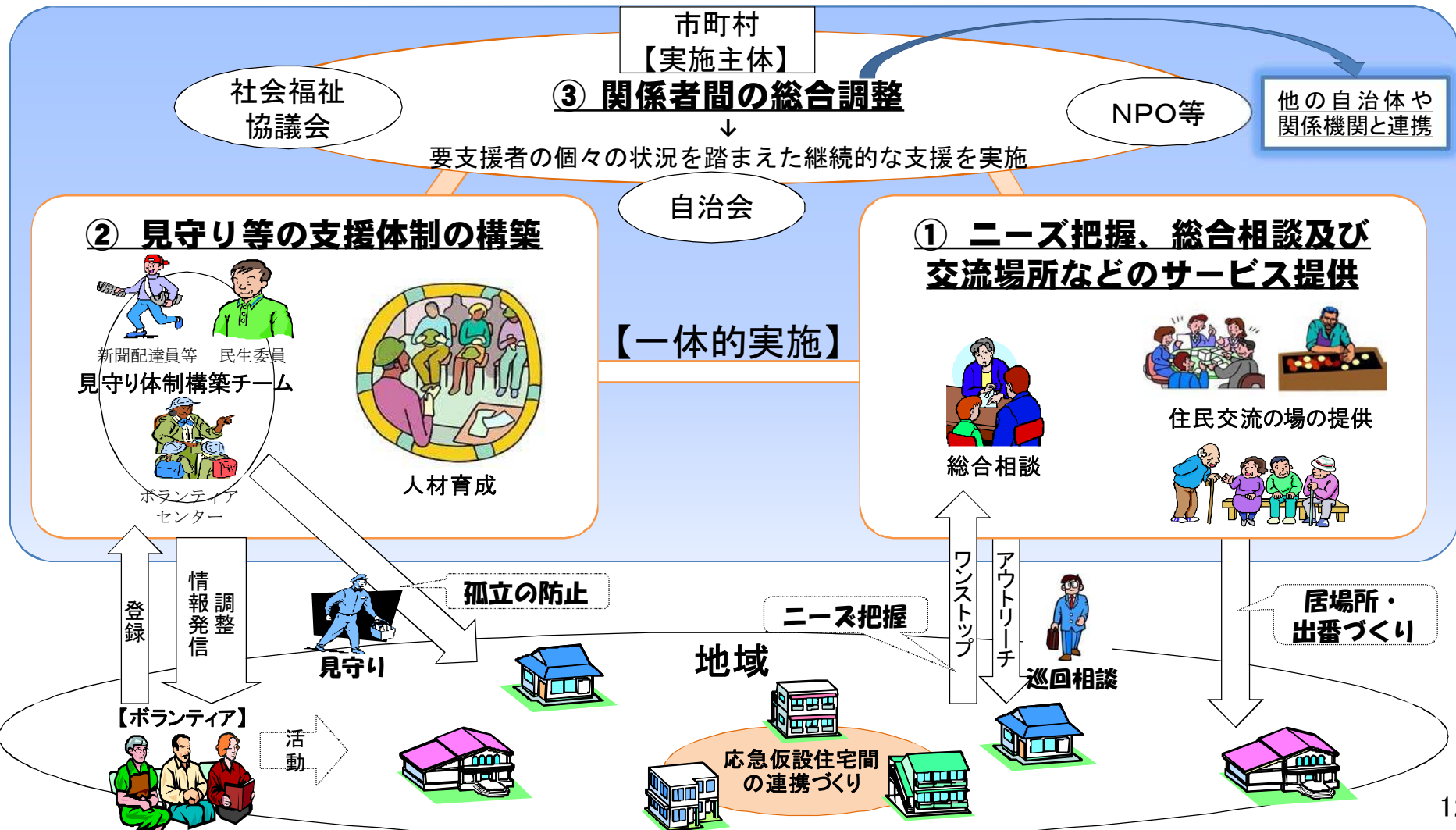
- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包容力構築・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



被災者の心のケア支援事業

心のケアセンターを設置するための経費として、岩手県・宮城県・福島県に補助金を交付

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
受託団体: 岩手医科大学

中央センター
久慈地域センター
宮古地域センター
釜石地域センター
大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
受託団体: 宮城県精神保健福祉協会

基幹センター
石巻地域センター
気仙沼地域センター
市町村派遣

仙台市への補助
・相談員の配置

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
受託団体: 福島県精神保健福祉協会

基幹センター
県北方部センター
県中方部センター
県南方部センター
会津方部センター
いわき方部センター
相馬方部センター(NPO委託)
市町村派遣

心のケアセンターの業務

- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

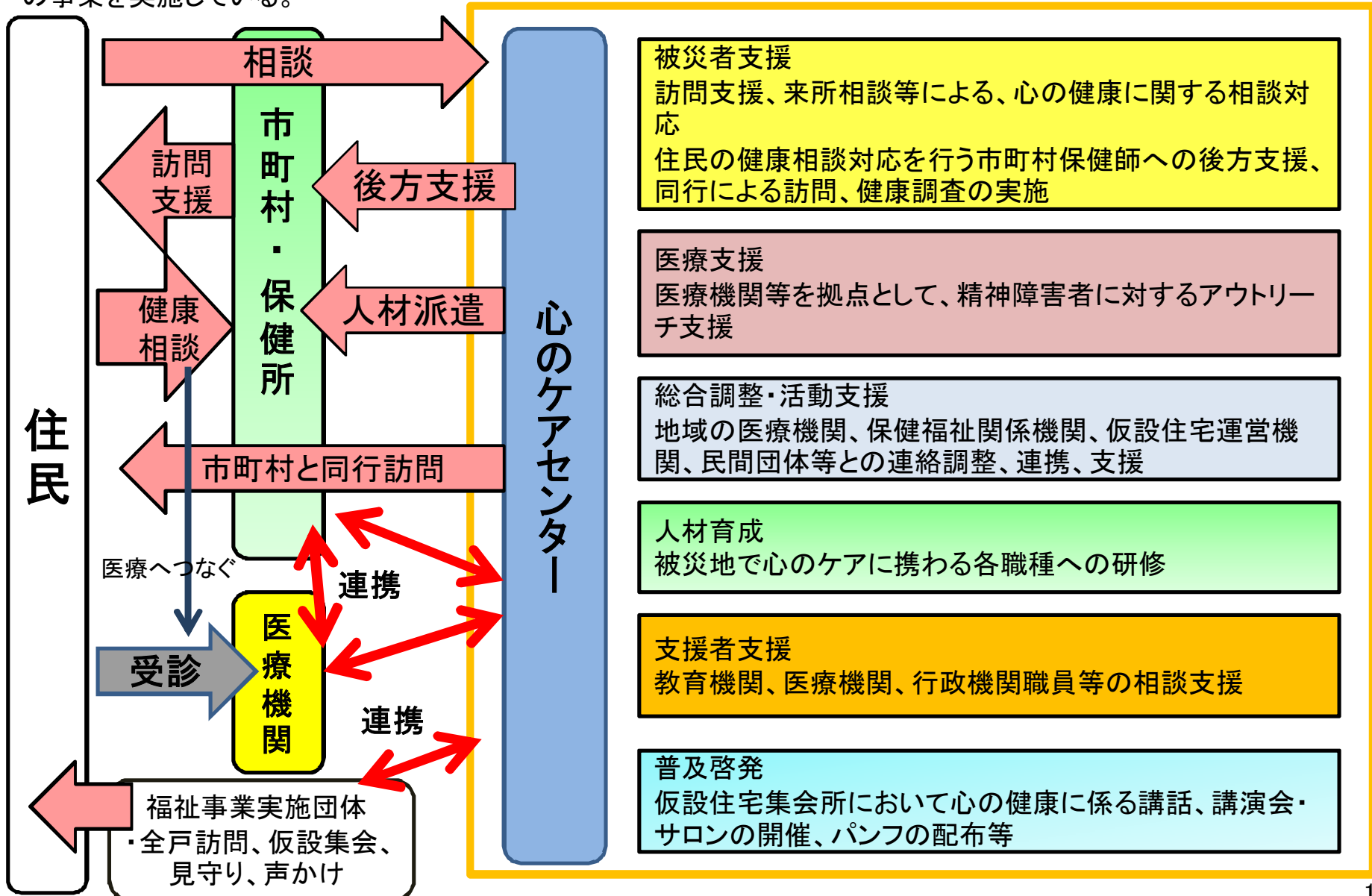
心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・ようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

※ 平成26年度予算額 18億円(復興特会)

被災者の心のケア支援事業

岩手、宮城、福島の各県に心のケアセンターを設置し、東日本大震災被災者の心のケア(精神保健)に関する各種の事業を実施している。



被災地健康支援事業(被災地健康支援臨時特例交付金)

- 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧の有病者の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- このため、被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅等を中心とした保健活動等を支援する。

【事業の対象地域】

岩手県、宮城県、福島県

(被災地健康支援臨時特例交付金により介護基盤緊急整備等臨時特例基金(既設)の積み増しにより実施。)

【事業内容】

被災県に設置されている基金に積み増しを行い、県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

(地方公共団体が適当と認める団体への委託・補助または助成に係る費用も対象。)

- 仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - 全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - 支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - 生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - 歯科医師等による歯科検診・指導
 - 管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - 子どもの健康教室開催 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
 - 特定健診非対象者(18~39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加

など